（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正）

第二条　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十二号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
目次 第一章　（略） 第二章　（略） 第一節　（略） 第二節　設備に関する基準（第六条） 第三節　（略） 附則 （趣旨） **第一条**　（略）	目次 第一章　総則（第一条―第三条） 第二章　指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準 第一節　人員に関する基準（第四条―第五条の二） 第二節　設備に関する基準（第六条・第六条の二） 第三節　運営に関する基準（第七条―第五十六条） 附則 （趣旨） **第一条**　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。）第四十四条第三項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じそれぞれ当該各号に定める規定による基準とする。
一　法第四十四条第一項の規定により、同条第三項第一号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準　第四条、第五条、第五条の二第二項、第二十六条第六項、第二十七条第三項及び第四十条第一項の規定による基準	一　法第四十四条第一項の規定により、同条第三項第一号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準　第四条、第四条の二、第五条、第五条の二第二項、第二十六条第六項、第二十七条第三項及び第四十条第一項の規定による基準
二～四　（略）	二～四　（略）
（削る）	（従業者の員数に関する特例）
（削る）	**第四条の二**　指定障害者支援施設等が、福祉型障害児入所施設（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第四十二条第一号に規定する福祉型障害児入所施設をいう。第六条の二において同じ。）に係る指定障害児入所施設等（同法第二十四条の二第一項に規定する指定障害児入所施設等をいう。第六条の二において同じ。）の指定を受け、かつ、施設障害福祉サービスと指定入所支援（同項に規定する指定入所支援をいう。第六条の二において同じ。）とを同一の施設において一体的に提供している場合については、児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十六号。第六条の二において「指定入所施設基準」という。）第四条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前条第一項第一号及び第六号の基準を満たしているものとみなすことができる。
附　則	（設備に関する特例）
第十七条の二　平成二十四年四月一日において現に存していた障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成二十二年法律第七十一号）第五条による改正前の児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十四条の二第一項に規定する指定知的障害児施設等（以下「旧指定知的障害児施設等」という。）であって、同日以後指定障害者支援施設等となるものに対する第六条第二項第二号の規定の適用については、当分の間、同号ハ中「九・九平方メートル」とあるのは「四・九五平方メートル」とする。ただし、指定障害者支援施設等となった後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更した部分については、この限りでない。	**第六条の二**　指定障害者支援施設等が、福祉型障害児入所施設に係る指定障害児入所施設等の指定を受け、かつ、施設障害福祉サービスと指定入所支援とを同一の施設において一体的に提供している場合については、指定入所施設基準第五条に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前条の基準を満たしているものとみなすことができる。
	附　則
	第十七条の二　平成二十四年四月一日において現に存していた障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成二十二年法律第七十一号）第五条による改正前の児童福祉法第二十四条の二第一項に規定する指定知的障害児施設等（以下「旧指定知的障害児施設等」という。）であって、同日以後指定障害者支援施設等となるものに対する第六条第二項第二号の規定の適用については、当分の間、同号ハ中「九・九平方メートル」とあるのは「四・九五平方メートル」とする。ただし、指定障害者支援施設等となった後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更した部分については、この限りでない。